

加賀市ポイ捨て等のない美しいまちづくりの推進に関する条例に対する意見回答

意見 ①

- ・ 多数利用施設(屋内)での喫煙を防止することも含まれることについては問題があるのではないか。
- ・ 喫煙規制(市内全域の屋外)は、たばこ離れに拍車をかけるものであり、製造販売側のことも考慮してほしい。
- ・ 喫煙は悪い行為との位置づけはいかがか？
- ・ 受動喫煙防止のための措置は実現可能で過度な負担とならないようにしてほしい。

番号	提出意見
1	<p>民間事業者の施設屋内までもが条例(案)の規制対象となっておりますが、このことが、ポイ捨てや歩きたばこをなくすためではなく、喫煙行為そのものを排除しようとするのが目的であるなら、努力義務とはいえ、たばこ販売店にとって重大な問題です。</p> <p>条例案の多数利用施設として健康増進法 25 条の施設を定義されておりますが、加賀文化を愉しみに来られる観光客に向けて、加賀市には大小様々な飲食店やホテル、旅館があり、その中にはたばこ販売店を兼業している組合員も存在します。また、飲食店やホテル、旅館の店内にたばこの自動販売機を設置して生計を立てているたばこ販売店も存在します。</p> <p>万一、飲食店内やホテル、旅館での喫煙に制約がかかるようであれば、市内全域での路上喫煙禁止と同様に重大な問題です。たばこ販売店の実情ならびに加賀市の特性を十分に考慮し、ご検討いただきますようお願い申し上げます。</p>
2	<p>条例案では、「美しいまちづくり」とは、「ポイ捨て、飼い犬等のふんの放置及び路上喫煙等のない」こととされております。また、「路上喫煙等」においては「多数利用施設における」喫煙が含まれております。これでは、屋内・屋外を問わず、喫煙行為そのものが「ない」ことが、美しいまちである、との誤解を与えるのではないかと危惧いたしております。</p> <p>多数利用施設における喫煙まで、本条例の対象に含めることの是非については、特に慎重にご検討いただきたく考えております。多数利用施設に関しては、すでに国法である健康増進法により規定されており、その結果、施設における自主的な取り組みは飛躍的に進捗しております。</p> <p>また、そもそも多数利用施設における喫煙環境は、施設の態様等を踏まえ、管理者が判断すべきことです。行政が一律的に民間サービス業の喫煙環境を規制した場合、売上減少や倒産などの大きな経済影響が生じることが、国内外の多くの事例により示されている、ということをご留意いただきたいと考えております。</p>
3	<p>路上喫煙等の定義の中に、多数利用施設が入っており、市内の飲食店やホテル・旅館も喫煙規制の対象となる。店舗内の分煙化には改修費が必要となり、禁煙では来店者が減少するため、民間事業者の経営を圧迫することになる。</p>
4	<p>加賀市には温泉街を持っており、年間多くの観光客が訪れております。観光客にも喫煙される方が多くいるのではないかと、温泉街が禁煙になったら足が遠のくことも考えられます。インターネットで見ましたが、大阪では飲食店を除外すると載っていました。当然だと思います。</p>
5	<p>屋内の喫煙規制が含まれているのが気になります。</p> <p>条例の名称からは屋外での規制と市民は思うはずですが、路上喫煙についても基本的には屋外の道路上での喫煙だと思えます。</p> <p>しかしながら、「路上喫煙等」とすることにより、屋内も対象とすることは本来間違っていると思えます。市内には、多くの飲食店や旅館・ホテルがあります。民間の事業者が管理する施設に対しても規制の対象になることは死活問題です。</p> <p>今一度、条例の趣旨を理解し、名称と中身が一致した条文となるよう、検討していただきたいです。</p>
6	<p>条例は一見、単なるポイ捨て条例ですが、屋内での喫煙規制についてもつながるなど、中小業者にとっては死活問題となるような内容が含まれています。</p> <p>昨今の経済状況の中、このような条例が制定されると、お客の加賀温泉離れを一層強めます。</p> <p>また、規制対応のための新たな投資は中小業者にとっては非常に厳しいものと言わざるを得ません。聞くところによれば、この条例は議員主導で進められているとのことですが、地元の状況を無視したような形で、物事が決ま</p>

	<p>っていくことは問題だと感じています。</p>
7	<p>「要望内容」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホテル・旅館業において、喫煙のお客様に対し禁煙を強制することにならないよう、またホテル・旅館は極めてプライベート性の高い施設であるとの特性をご理解いただけますようお願い申し上げます。 ・受動喫煙を防止するための必要な措置については、実現可能で過度な負担とならない、多様な対策のあり方を選択できるようにしていただきたく、お願い申し上げます。 <p>今回の条例(案)を拝見しますと、民間施設にまで規制の対象が及ぶことになっており、強い危機感と不安感を抱かずにはおられません。</p> <p>現在、私どもは各事業者により様々な知恵を絞って受動喫煙防止のための取り組みを進めているところでございます。</p> <p>私どものお客様は喫煙者・非喫煙者ともにいらっしゃいます。私どもはお客様が家と同様にくつろいでいただくことが重要であると考えており、喫煙のお客様に対しては、喫煙可能な環境を提供することもサービスの一環として取り組んでいるところでございます。くれぐれも私どもの受動喫煙防止のための取り組みを否定するような禁煙の強制にならないようお願い申し上げます。また、そもそも私どもの施設の中は、宴会場や客室などの行政の干渉がなじまないプライベートな空間が大部分を占めていることもお忘れなきようお願いいたします。</p> <p>加賀市として、一方的に禁煙のみを推進するのではなく、現実的かつ実態に則した様々な受動喫煙防止のための方法をお示しいただき、私どもが施設に合った方法を選べるようにしていただきたく存じます。</p>
8	<p>たばこ販売店は、法令に認められた「製造たばこの販売」により、国および地方自治体に貢献するため、安定的なたばこ税の納税に向けて、日々努力しておりますが、年々屋内でたばこが吸えない環境が増えている現在、市内全域の屋外での喫煙規制は、たばこ離れに更なる拍車をかけることになり、大きな不安を抱きます。</p> <p>既に売上低迷により廃業するたばこ販売店が多い中、高齢化が進み、転業が困難で零細な小売店であるたばこ販売店の生活権に関わってまいりますので、格別なご配慮と慎重なご判断をいただきますようお願い申し上げます。</p>
9	<p>条例案の第14条を読む限りにおいては、道路等の公共の場所における喫煙はまかりならないとも読み取れます。私たち喫煙者は悪者なのでしょうか。屋内のみならず屋外でもたばこが吸えないとなれば、一体どうしてたばこを吸えばよいのですか。</p>

(意見①回答)

この条例は、市民が快適に暮らし、また観光客にもきれいなまちとして印象付けるためにも、「路上喫煙等」を初め、「ポイ捨て」や「飼い犬等のふんの放置」がない美しいまちづくりを目指すものであり、喫煙自体を規制するための条例ではありません。

今回のご意見を踏まえて、「喫煙」についての誤解を招かないよう「路上喫煙等」の標記に統一いたしました。また、多数利用施設についても、各施設の管理者が健康増進法に則って判断していただくものであり、条例の本来の目的に鑑みて、条例から「多数利用施設」を削除しました。

意見②

- ・規制するためにも、喫煙場所の設置をすべきである
- ・事業者の役割を果たすための市の援助はあるのか？

番号	提出意見
1	<p>今一度、条例による規制を実施する前に、人が集散する場所に公共の喫煙所を設置し、一定期間、徹底的なマナー啓発活動を行ない、喫煙者の意識改革を図ることに重点を置いた施策を先行させる取り組みをご検討いただけるようお願い申し上げます。</p> <p>また、選定された重点区域内には、条例遵守ならびにマナー向上のために不可欠な、マナーを守り、安心して喫煙できる公共の喫煙所の設置についてもあわせて希望いたします。</p>
2	<p>弊社では従来より、路上や公園といった屋外の公共場所での適切な分煙、喫煙マナーの向上等の喫煙をめぐる環境の改善により、たばこを吸われる方、吸われない方が協調して共存できる調和ある社会が実現されることが望ましいと考えております。そのため、マナー啓発活動、清掃活動などを実施するとともに、各自治体等と協働し、喫煙スペースを設け、ポイ捨て防止、環境美化の促進を図っております。加賀市におかれましても、引き続き弊社との協働喫煙所の継続設置をお願いいたします。</p>
3	<p>加賀市におかれましては、是非とも屋外での喫煙場所を設けていただきたいと思います。</p>
4	<p>加賀市におかれましては、今回の条例施行時には、金沢市同様、市内各所に喫煙場所の設置をお願いしたいと思います。特に加賀温泉駅は、多くの観光客が訪れる加賀市の玄関口であり、その中には、当然のことながら喫煙者も多いと思います。列車内が吸えない以上、せめて下車した際には、気兼ねなく吸える場所を確保してあげると思います。毎日、加賀温泉駅を利用している者として、現在の喫煙場所を維持してください。強く要望いたします。</p>
5	<p>今、喫煙者は吸う場所が無いため困っています。もしこの条例を進めるのなら多くの喫煙所を作ってください。加賀市にもたくさんの税金が入っているはずですから！</p>
6	<p>私は今喫煙者なのですが、市役所へ行っても吸う場所がないので困っています。ポイ捨てを規制する前に市役所にも喫煙所を作ってください(前はあったような気がするんですが・・・)。もちろんポイ捨ては防止すべきだとは考えますが、喫煙者の立場になって市として喫煙所を設置したらいかがですか？</p>
7	<p>ゴミのポイ捨て防止のためには、きちんと捨てる場所を設置し、案内板を整備することの環境整備が先ではありませんか？タバコのポイ捨ても同様です。公共施設での禁煙も同様、タバコの販売を禁止せず、喫煙だけを制限するのは一方的ではないか？禁止場所を設定し、喫煙場所を設定しないから、ポイ捨てが防止できないのでしょうか！ちなみに私は吸いませんが、確かにそばで喫煙されるのは快いとは思いますが、喫煙者の言い分も最もだと思います。</p>
8	<p>現在、分煙はしていませんが、今後分煙を考えているところですが、分煙を実施するにあたって、市として何かしてくれるのですか？</p>

(意見②回答)

ポイ捨てや路上喫煙等の防止のためにも、喫煙場所の設置は必要であると考えます。また、美しいまちづくりの推進を図るための援助規定も設けておりますので、今後、今回のご意見や公平性も踏まえ、加賀市全体が美しいまちとなるよう取り組んでいきたいと考えております。

意見 ③

- ・市民等の「等」を分かりやすくすべき。
- ・犬・猫以外のペットも対象とすべき。

番号	提出意見
1	第2条(2)の市民等には市内への通勤・通学する人を含めますか？分かり難いので含めるか含めないか、はっきり書いた方が分かりやすくなると思います 第2条(4)の飼い犬等はなぜ犬と猫だけなのでしょう。ウサギとかサルをペットとして連れてくる人と不公平になりませんか？たとえば「その他の愛玩を目的として飼育されている動物」とかを追加すると解決すると思います。

(意見③回答)

市民等の内容は、ご意見のとおり、通勤・通学する人も含みますが、それだけではなく、観光客や買い物客、病院の入院者・通院者、福祉施設の入所者・通所者など多くのパターンがあり、加賀市を訪れる・通り過ぎる人など加賀市の地に足を踏み入れる人全てを含んだものとなります。そのため、対象全てを列挙することは難しく、「滞在」や「通過」と表現しております。

また、犬・猫に限定することについては、条例策定の段階でも議論となりました。今回のご意見のように他の動物を連れてくる人との公平性やふんの放置の実情などを考慮し検討した結果、犬と猫に限定したものですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

意見 ④

- ・重点区域の指定は必要最低限とすべき。また、解除についてはこのまま入れておくべき。
- ・重点区域は全市にしなければ美しい市にならない。
- ・重点区域の指定における手続きを詳細に明記しておくべき。
- ・取締りにおける手続きを詳細に明記しておくべき。

番号	提出意見
1	ポイ捨て、路上喫煙が罰則化される重点区域につきましては、「あらかじめ、当該区域に関係する住民、団体及び行政機関の意見」を聴取し、「加賀市環境保全審議会に諮問し、その意見を求め」、指定されることですが、それぞれの地域の実情ならびに特性を十分に考慮するとともに、たばこ販売店や喫煙者の立場に立った意見も十分に反映され、現状のポイ捨て本数や歩きタバコ人数等、具体的な数値を把握し、重点区域設定のものさしを持った上で、たばこを吸われる方、吸われない方の双方が納得できる必要最低限で指定されることを希望いたします。 なお、一旦設定された重点区域であっても、継続したマナー啓発により改善された場合、指定解除が可能になる点につきましてもあわせてご検討いただきますようお願い申し上げます。
2	重点区域を一部だけでなく全市にしないと美しい市にならないと思う。
3	第16条2と3の意見を聴いてどうするかを書かないと分かり難い。重点区域の指定は市民に義務を課して、それに違反したら罰則を設けるのだから、とても大事なことだと思います。だからこそ、住民や団体や審議会の先生の意見を求めなければならない。そのことを定めるのは良いのですが、市長はそこから出てきた意見を尊重するのか無視するのか公表するのかとかをちゃんと書いておくことが重要ではないでしょうか。
4	第19条2の命令のやり方はどのようにするのですか？重点区域に市役所の職員がパトロールして違反した人から過料を徴収するのですか？それともアルバイトの人が市民に命令するのか？手続きをきちんと書くべきだと思います。

(意見④回答)

重点区域の指定については、関係する方々の意見を聴取し、加賀市環境保全審議会に諮問した上で、決定していくものであります。重点区域を指定する際には、今回いただいたご意見も踏まえて、進めていきたいと考えております。

また、重点区域の指定や取締りにおける手続きの詳細については、条例規則等で規定し、必要な事項については広く周知をしていきたいと考えております。

意見 ⑤

- ・ 未成年者喫煙防止法との関係性を整理すべき。
- ・ 加賀市生活環境保全条例との重複箇所を整理すべき。

番号	意見一覧
1	第 19 条(3) 未成年者が重点区域でタバコを吸った場合、未成年者喫煙禁止法によるタバコの没収が先か、この条例に基づく勧告、命令が先かどちらになるのですか？また、命令に違反したとして市長が過料を取ったら加賀市は未成年者の喫煙自体は認めたことになってしまいませんか？市民に分かるようにきちんと条例に書いておく必要があると思います。
	第 22 条、現在の加賀市生活環境保全条例を拝見しますと、第 24 条と 46 条にポイ捨ての禁止と罰金 2 万円を定めてありますが、重点区域内でポイ捨てしたら二重に罰せられるのか？加賀市の別々の条例に同じことを書くのは市民に分かり難いので、こちらの条例だけに書いてはどうでしょうか。その場合は、こちらの条例の附則とかに生活環境保全条例の第 24 条と 46 条を削除することを併せて書くべきだと思います。そして、生活環境保全条例のポイ捨て罰金が 2 万円なのだから、ペナルティを軽くしなければならない理由がない限り、こちらの条例の過料も 2 万円にするべきだと思います(何で罰金を過料にかえるのかは？？ですが。)

(意見⑤回答)

地方自治法において、条例は法令に反しない限りにおいて制定できるものでありますので、法律が上位に位置するものとなります。この法制度につきましては、この条例だけではなく、全ての条例に当てはまるものでありますので、個別に明記するのではなく、法制度そのものの周知が必要と考えておりますので、その周知方法について、検討していきたいと思っております。

また、ご指摘のように、加賀市生活環境保全条例と重複する内容があり、パブリックコメントには含んでいませんでしたが、加賀市生活環境保全条例の改正も併せて行うこととしております。

意見 ⑥

- ・ 今後の取組みについて
- ・ その他について

番号	意見一覧
1	罰則規定である過料処分による条例遵守の徹底を図るためには、罰則適用の公平性を担保するため、継続的かつ徹底的な巡回・パトロール等が必要になり、莫大な経費を要するものと思慮いたします。違反者は取り締まりによる抑止力から、一時的に我慢するものと思われそうですが、それだけで意識が変わるものとは考え難く、結果的に巡回・パトロールの継続的な実施に伴う、継続的な経費発生に繋がるものと推察いたします。 そのため、重点区域における各自のマナー意識の向上を図るための啓発活動や、条例ならびに指定喫煙所の周知等を同時に行うことが本来の目的に近づくものと考えておりますし、観光客の多い加賀市においては、周知不徹底による混乱を防ぐことにも繋がるものと考えております。罰則規定の有用性について、再度十分にご検討をお願いするとともに、私どもたばこ組合といたしましても、微力ながら引き続きマナー啓発をお手伝いさせていただき所存です。
2	「県内一番美しい市にするために」 ・津幡町では指導員を防犯委員に任命して巡回を依頼している。 ・泉佐野市ではジャンパーの背中に「犬のフン放置Gメン」と入れて巡回している。 ・当市も指導員に腕章、ジャンパー等に「ポイステ、犬のフン放置Gメン」と入れて巡回してはどうですか。 ・北部 11 区の町内では山代小学校のグラウンドから、文化会館近辺にポイステ、また朝夕には犬の散歩コースで多い所です。また、袋だけ持ってフンを側溝に捨てていく人を見る。昨年 12 月地区会館にて岩村議員に近辺の写真を渡す。 ・滋賀県高島市では行政の仕事で草刈をしている方は「ポイステ禁止のまち高島市」のタスキを掛けて仕事をしている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当市の行政の仕事をしている事業者の一部の方で、たばこの吸い殻を側溝に捨てている方を見かける。「ポイステ禁止のかが」「犬のフン、不始末ダメ」の腕章またはタスキ等を掛けてもらったら。 ・住んでよし、訪れてよしのキャッチフレーズがあるが、市長初め職員、市議、市民も参加し、年2～3回休日の1時間位、町内等キレイ・キレイ作戦日を作ったらどうですか(山代地区はあるが)。 ・意識啓発活動をしっかりやって、条例通り美しい加賀市になる様、結果を出してください。 一部の人間の汚した事は必ず美しくできる。
3	<p>条例の制定での抑止効果は期待できるでしょう。ただし、運用についてはいろんな問題がありそうなので広く市民の意見を聞いてほしいです。</p> <p>なお、ゴミを拾ってくれる人もいますが、有料のゴミ袋を私費で出してまでという、つい放置することも起きます。手軽なレジ袋でも集めて地区会館・小学校等に記名して置くことを認めてはどうでしょうか。</p> <p>一人でもゴミを拾う人が増えることがポイ捨て防止に役立つのではないのでしょうか。条例による規制と併せて検討してみてください。</p>
4	<p>弊社といたしましては、たばこ対策を検討する際には、幅広い観点から総合的に議論され、市民・事業者の合意の下、バランスの取れた現実的かつ合理的な対策にして頂きたいと考えます。また、弊社といたしまして、これまでの取組みの中で培った知見の提供等で、積極的にご協力させていただきたいと考えております。</p>
5	<p>本来、ポイ捨てと路上喫煙は別物であり、条例名称からは喫煙規制が含まれていることすら分からない。ポイ捨て等条例ではなく、「ポイ捨て条例」「路上喫煙規制条例」と分けて審議すべきである。</p>
6	<p>今回の条例案は今年4月に施行された金沢市の条例と内容が全く同じであり、加賀市議会として中身の議論がされたのか疑問である。</p> <p>加賀市は条例内容についてしっかりと議論をし、加賀市独自の条例を作るべきである。</p>
7	<p>この間、明石家さんまのテレビで、たばこは自殺を防止する力があると言っていました。たばこは害があるかも知れませんが、こういう効果もあるという事が初めて分かりました。</p> <p>市長さんがたばこを嫌いだからこの条例を作ろうとしたのではないですか？無理やり喫煙者をしめ出すような条例は絶対にやめてください。</p>

(意見⑥回答)

「現在もポイ捨て等を規制する条例はあるけれども、なかなか浸透していない」「観光都市を標榜している加賀市で、まちがきれいでないのは残念だ」といった地域からのご意見をいただき、これまで議会において条例審査会を設置し、条例策定をしてきたものであります。

この条例は、「喫煙」を規制するものではなく、「ポイ捨て」「飼い犬等のふんの放置」「路上喫煙等」を防止し、観光都市である加賀市として、美しいまちづくりを目指すためのものであります。

これら条例の策定経緯・趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

また、今後の取組みについては、今後の具体的な施策を実施する際のご意見とさせていただきます。ありがとうございました。その他お気づきの点やご提案がありましたら、ご連絡いただければ幸いです。

※その他、市政一般に対するご意見もいただきました。

ありがとうございました。